



金 沢 市 公 報

第 2 7 1 9 号

平成24年(2012年)3月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
平成23年告示第56号(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について)において別に告示で定めることとされている期日について (税 務 課)	1
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	2
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	3
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の所在地の変更について (")	3
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	4
生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について (")	4
介護保険法の規定による事業の廃止について (介護保険課)	4
平成23年告示第95号(狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務の委託について)の変更について (地域保健課)	5

平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	5
平成19年告示第156号(建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定について)の一部改正について (建築指導課)	5
市道の区域の変更について (道路管理課)	5
道路の供用の開始について (")	5
公 告	
土地区画整理組合の理事の就任について (市街地再生課)	6
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	6
開発行為に関する工事の完了について (")	7
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	7
消防局公告	
消防車のサイレンの使用について (警 防 課)	7
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	7
指定給水装置工事事業者の給水装置工事業の廃止について (")	7
下水道排水設備工事事業者の指定について (")	8

告 示

●金沢市告示第26号

平成23年告示第56号(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について)において別に告示で定めることとされている期日については、住所又は居所(納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地(本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。))が1の表に掲げる地域にある者に係る2の表の左欄に掲げる期限について、それぞれ同表の右欄に掲げる期日とします。

なお、住所又は居所(納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地(本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。))が1の表に掲げる地域にある者に係る3の表に掲げる期限については、平成23年告示第56号(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について)による申告期限等の延長は行いません。

平成24年3月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

1 地域

都道府県名	地 域
宮城県	石巻市 東松島市 牡鹿郡女川町

2 指定する期日

対 象 と な る 申 告 等 の 期 限	指定する期日	
個人の市民税の申告等（納付又は納入に係るものを除く。）の期限	平成23年3月11日から平成24年4月1日までの間に到来するもの	平成24年4月2日
普通徴収に係る個人の市民税の納期限	平成23年3月11日から平成24年4月1日までの間に到来するもの	平成24年4月2日
給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	平成23年3月11日から平成24年4月9日までの間に到来するもの	平成24年4月10日
法人市民税の申告等の期限	平成23年3月11日から平成24年4月1日までの間に到来するもの	平成24年4月2日
事業所税の申告等の期限	平成23年3月11日から平成24年4月1日までの間に到来するもの	平成24年4月2日

3 延長を行わない申告等の期限

延 長 を 行 わ な い 申 告 等 の 期 限	
個人の市民税の申告等（納付又は納入に係るものを除く。）の期限	平成24年4月2日以降に到来するもの
普通徴収に係る個人の市民税の納期限	平成24年4月2日以降に到来するもの
給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	平成24年4月10日以降に到来するもの
法人市民税の申告等の期限	平成24年4月2日以降に到来するもの
事業所税の申告等の期限	平成24年4月2日以降に到来するもの

●金沢市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
下堤町会	代表者の氏名及び住所	相川 正壽 金沢市武蔵町14番34号	鐺木 基由 金沢市武蔵町1番13号	平成24年 1月1日
海浜町会	代表者の氏名及び住所	橋谷田 正博 金沢市赤土町ワ45番地4	西田 義和 金沢市赤土町ワ47番地7	平成24年 1月1日
須崎町会	代表者の氏名及び住所	西永 章一 金沢市須崎町口217番地	作井 善継 金沢市須崎町口207番地	平成24年 1月8日
薬師町会	代表者の氏名及び住所	広多 清一 金沢市薬師町口111番地8	永原 繁 金沢市薬師町二69番地	平成24年 1月9日
北町町会	代表者の氏名及び住所	北川 英夫 金沢市北町丁82番地	耕納 喜秋 金沢市北町丁106番地3	平成24年 1月15日
三ツ屋町会	代表者の氏名及び住所	伊藤 栄次 金沢市三ツ屋町イ34番地1	木本 重史 金沢市三ツ屋町イ23番地6	平成24年 1月15日
専光寺中町会	代表者の氏名及び住所	坂江 信二 金沢市専光寺町せ23番地4	増田 憲泰 金沢市専光寺町せ5番地1	平成24年 1月22日

東森本町会	主たる事務所 の所在地	金沢市南森本町ワ19番地2	金沢市南森本町ワ103番地3	平成24年 1月29日
	代表者の氏 名及び住所	伊徳 多四郎 金沢市南森本町ワ19番地2	中田 賢悟 金沢市南森本町ワ103番地3	
松寺町会	主たる事務所 の所在地	金沢市松寺町丑155番地	金沢市松寺町丑157番地1	平成24年 2月5日
	代表者の氏 名及び住所	松本 剛 金沢市松寺町丑155番地	熱野 嘉和 金沢市松寺町丑157番地1	

●金沢市告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
もりやま越野医院	金沢市森山1丁目5番26号	平成23年11月13日
医療法人社団千手会おおのり歯科医院	金沢市押野1丁目505番地	平成23年12月1日
医療法人社団博友会みなとクリニック	金沢市金石北1丁目19番40号	平成24年1月1日
金沢駅前はあと薬局	金沢市本町2丁目15番1号	平成24年1月1日

●金沢市告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
もりやま越野病院	金沢市森山1丁目5番26号	平成23年11月12日
おおのり歯科	金沢市押野1丁目505番地	平成23年11月30日
しみず歯科	金沢市野町4丁目6番1号	平成23年12月31日
金沢駅前はあと薬局	金沢市本町2丁目15番1号	平成23年12月31日

●金沢市告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
医療法人社団中央会訪問看護ステーションありまつ	金沢市有松5丁目1番7号	金沢市有松5丁目2番24号	平成23年11月14日

●金沢市告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
山田 辰徳	山田 辰徳	金沢市鞍月5丁目116番地サンフラワー A 102	平成23年11月30日

●金沢市告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
山田 辰徳	山田スポーツマッサージ	金沢市鞍月5丁目119番地プランシェハウス B - 003	平成23年11月29日

●金沢市告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険事業所番号	事 業 所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770100806	認知症対応型共同生活介護事業所富樫ふれあいの家	金沢市寺地1丁目16番8号	財団法人金沢市福祉サービス公社	平成24年3月31日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

●金沢市告示第34号

平成23年告示第95号（狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	金沢市才田町戊部324番地2	金沢市才田町戊部324番地3	平成24年2月10日
代表者の氏名	社団法人石川県獣医師会 会長 吉田 幸雄	社団法人石川県獣医師会 会長 八木 幸隆	平成24年2月13日

●金沢市告示第35号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

154	北四十万第3児 童公園	金沢市四十万町北イ275番ほか	昭和53年 12月5日			を
-----	----------------	-----------------	----------------	--	--	---

154	北四十万第3児 童公園	金沢市四十万町北イ275番1	昭和53年 12月5日	平成24年 3月1日		に
-----	----------------	----------------	----------------	---------------	--	---

改める。

●金沢市告示第36号

平成19年告示第156号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定について）の一部を次のように改正する。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

第4項ただし書を削る。

●金沢市告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成24年3月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の 種 類	路 線 名	区 間	新旧 の別	幅員(m)	延長(m)
一 般 市 道	川 北 17号 松 寺 町 線 17号	松 寺 町 子 106番 1先から 松 寺 町 子 107番 先まで	旧	0.9 ~ 5.1	69.4
			新	5.9 ~ 10.8	69.4

●金沢市告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成24年3月1日から同月15日ま

で一般の縦覧に供します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
川 北 17号	松 寺 町 子 106番 1 先から	平成24年3月1日
松 寺 町 線 17号	松 寺 町 子 107番 先まで	

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市戸板第二土地区画整理組合
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
亀井 外志博	金沢市若宮町リ6番地	平成24年2月6日
吉田 和夫	金沢市示野中町1丁目106番地	平成24年2月6日
田畑 善雄	金沢市若宮町リ38番地	平成24年2月6日
村上 勲	金沢市出雲町イ9番地	平成24年2月6日
河西 良吉	金沢市薬師堂町イ5番地	平成24年2月6日
土田 修正	金沢市示野町イ56番地	平成24年2月6日
西本 孝吉	金沢市桜田町1丁目70番地	平成24年2月6日
東 卓	金沢市若宮町リ22番地	平成24年2月6日
中野 修一	金沢市若宮町リ36番地	平成24年2月6日
北村 俊成	金沢市桜田町1丁目120番地	平成24年2月6日
竹村 賢一	金沢市桜田町1丁目121番地	平成24年2月6日
木村 正仁	金沢市出雲町イ8番地	平成24年2月6日
竹田 雅一	金沢市示野町イ18番地	平成24年2月6日
若林 俊一	金沢市示野町口15番地	平成24年2月6日
吉田 篤	金沢市示野町八41番地2	平成24年2月6日
松岡 清一	金沢市示野町八1番地	平成24年2月6日
吉田 秀樹	金沢市示野町イ57番地	平成24年2月6日
黒川 保	金沢市示野中町1丁目105番地	平成24年2月6日
権野 正人	金沢市示野中町1丁目99番地	平成24年2月6日
河西 信一	金沢市薬師堂町チ40番地1	平成24年2月6日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定道路の種類	指定の年月日	指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第331号	法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路	平成24年2月21日	金沢市尾張町1丁目45番2及び46番2	13.0	18.3 ~ 18.8

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市諸江町中丁416番1及び416番3から416番7まで	金沢市諸江町中丁334番地1 株式会社アットホーム 代表取締役 表井 奈流実	道路 金沢市諸江町中丁416番7

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成24年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

消 防 局 公 告

平成23年度中高層建築物火災防ぎょ訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成24年3月1日

金沢市消防長 山 田 弘

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（赤土町地内）

日 時 平成24年3月14日（水） 午後3時25分から午後4時10分まで

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成24年3月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成24年3月1日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	所在地
541	西川設備	河北郡内灘町字宮坂イ28番地1

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成24年3月1日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	所 在 地	届出年月日
228	有限会社松本住機	金沢市横川2丁目296番地3	平成24年2月7日
411	株式会社アイピー・システム	河北郡津幡町能瀬ウ196番地1	平成24年2月7日

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成24年3月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成24年3月1日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	所 在 地
563	西川設備	河北郡内灘町字宮坂イ28番地1

平成24年(2012年)3月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)3月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄